

議案第 87 号

大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 12 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市行政組織条例の一部を改正する条例

大田原市行政組織条例（平成17年条例第69号）の一部を次のように改正する。

- | | | |
|------|----------------------------|--------------|
| 第3条中 | 「(2) 行政経営及び行政改革に関すること。 | 「(2) 議会及び市の |
| | (3) 秘書及び広報広聴に関すること。 | (3) 職員の人事、 |
| | (4) 議会及び市の行政一般に関すること。 | を (4) 情報システム |
| | (5) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。」 | (5) 防災及び防犯 |
| | | |

行政一般に関すること。

給与及び福利厚生に関すること。

及び広報広聴に関すること。 に改め、「(7) 下水道及び浄化槽に関すること。」を

に関すること。 」

削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。